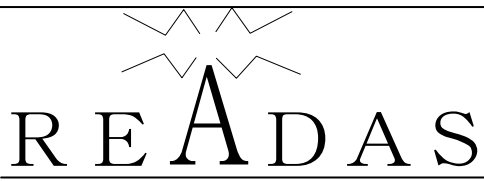


第 5378 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 12月 28日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 扶養控除等申告書のマイナンバー省略

**Q**：扶養控除等申告書に個人番号の記載を省略することができるようですが、どのようにすればいいのですか？

**A**：次の場合には省略することができます。

### 【解説】

平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載しなければなりません。給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をした上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示しておけば、扶養控除等申告書に従業員等の個人番号の記載をしなくてよいこととなっています。

ただし、この場合には、次の点に注意が必要です。

- ① 給与支払者において保有している従業員等の個人番号については、7年間廃棄又は削除することができません。
- ② 保有する個人番号については、個人番号関係事務に必要ななくなったとき及び個人番号を記載すべきであった扶養控除等申告書の保存年限（7年間）を経過したときは、速やかに廃棄又は削除しなければなりません。
- ③ 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）には、個人番号を記載しなければなりません。

